

『第11次千葉県交通安全計画(案)』について

I 計画の概要

■ 1 計画の性格 ■

- 第11次千葉県交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）を根拠とし、国が策定する第11次交通安全基本計画に基づいて策定する法定計画です。
- この計画は、都道府県の交通安全施策（陸上交通）の大綱となるもので、県、国の指定地方行政機関、市町村等から構成される「千葉県交通安全対策会議」で決定されます。

■ 2 計画の基本理念 ■

- 人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して、いきいきと暮らせる「交通安全県しば」の実現を目指します。

■ 3 計画期間 ■

- 令和3年度から令和7年度までの5年間

※計画の構成は、基本的に国の「交通安全基本計画」に沿っている。

※赤字は10次計画から追加又は変更等をしている事項

II 第1編 道路交通の安全

■ 道路交通安全の目標 ■

交通事故による死傷者数をゼロにすることが究極の目標ですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であることから、計画期間の目標を次のとおりとします。

○24時間死者数：年間110人以下にする

○交通事故重傷者数：年間1,300人以下にする

国が従来の「死傷者数」に代わり、より命に関わり優先度が高い「重傷者数」に関する目標値を設定したことによって、本県においても重傷者数を目標値とすることとします。
※重傷者：交通事故によって負傷し、1箇月（30日）以上の治療を要する者

■ 道路交通安全についての対策 ■

《計画の重点事項》

◆ 重点項目1：高齢者の交通安全対策の強化

- 交通事故に遭わないための取組〔高齢歩行者等の対策〕
- 交通事故を起こさせないための取組〔高齢運転者の対策〕

◆ 重点項目2：自転車の安全利用対策の強化

- 自転車を安全に利用できる環境づくりの推進
〔ルール・マナーの向上、利用者の安全対策、自転車通行空間の確保〕

◆ 重点項目3：悪質・危険な運転者対策の強化

- 悪質・危険な運転等をしない・させない環境づくり
〔あおり運転等の危険性の周知啓発、飲酒運転根絶の環境づくり〕
- 飲酒運転などの悪質・危険な運転に対する取締りの強化

【6つの視点】

- ①高齢者・子供の安全確保
- ②歩行者・自転車の安全確保
と遵法意識の向上
- ③生活道路・幹線道路における安全確保
- ④地域が一体となった交通安全対策の推進
- ⑤交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥先端技術の活用推進

【8つの柱】

- ①県民一人一人の交通安全意識の高揚
- ②安全運転の確保
- ③道路交通環境の整備
- ④車両の安全性の確保
- ⑤道路交通秩序の維持
- ⑥救助・救急活動の充実
- ⑦被害者支援の充実と推進
- ⑧交通事故調査・分析の充実

■ 6つの視点に基づき実施する主な事業 ■

【第1の視点】高齢者・子供の安全確保

◎高齢歩行者等の交通事故防止の推進

- ・視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進
- ・シルバーリーダーの育成・指導

◎高齢運転者対策の強化

- ・安全運転相談・認知機能検査の充実
- ・適切な運転行動を促すための広報啓発の推進【追加】
- ・運転免許自主返納に対する支援措置の拡充等

◎子供の交通事故防止の推進

- ・幼児、小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育の推進
- ・交通安全モデル園事業の実施【追加】

【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上

◎歩行者の安全確保

- ・ゼブラ・ストップ活動及び3（サン）・ライト運動の推進
- ・通学路等における交通安全の確保

◎自転車安全利用の推進

- ・自転車安全利用キャンペーン等の実施
- ・安全で快適な自転車利用環境の整備

【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保

- ・一般道路・高速道路における交通指導取締りの強化等
- ・交通事故多発箇所の共同現地診断

【第4の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進

- ・交通安全運動の推進
- ・交通安全推進隊の整備・支援
- ・「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり

【第5の視点】交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

- ・交通事故多発地域における重点的交通規制
- ・交通事故調査委員会の効果的運用

【第6の視点】先端技術の活用推進

- ・安全運転サポート車の普及促進【追加】
- ・ITSの活用・推進による安全で快適な道路交通環境の実現

III 第2編 鉄道交通の安全

■ 鉄道交通安全の目標 ■

- 乗客の死者数ゼロを目指す

- 運転事故全体の死者数減少を目指す

■ 鉄道交通の安全についての対策 ■

【2つの視点】

【6つの柱】

- ①重大な列車事故の未然防止
- ②利用者等の関係する事故の防止

- ①鉄道交通環境の整備
- ②鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③鉄道の安全な運行の確保
- ④鉄道車両の安全性の確保
- ⑤救助・救急活動の充実
- ⑥被害者支援の推進

■ 主な事業 ■

- ・鉄道施設等の安全性向上・運転保安設備等の整備
- ・保安監査、運転士の資質の保持、大規模事故等が発生した場合の対応、計画運休への取組【追加】

IV 第3編 踏切道における交通の安全

■ 踏切道における交通の安全の目標 ■

- 令和7年度までに踏切事故件数を令和2年度と比較して減少することを目指す

■ 踏切道における交通の安全の対策 ■

【視点】

【4つの柱】

- ①踏切道の立体交差化、構造の改良の促進
- ②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③踏切道の統廃合の促進
- ④その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置

■ 主な事業 ■

- ・踏切道の立体交差化・構造改良の促進